

平成27年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第6号）

平成27年3月20日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長陳情報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長陳情報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（22名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 林 晴 道 | 2 番 | 高 橋 秀 典 |
| 3 番 | 米 本 弥一郎 | 4 番 | 有 田 惠 子 |
| 5 番 | 宮 内 保 | 6 番 | 磯 本 繁 |
| 7 番 | 飯 嶋 正 利 | 8 番 | 宮 澤 芳 雄 |
| 9 番 | 太 田 將 範 | 10 番 | 伊 藤 保 |
| 11 番 | 島 田 和 雄 | 12 番 | 平 野 忠 作 |

13番 伊藤房代
15番 向後悦世
17番 滑川公英
19番 佐久間茂樹
21番 高橋利彦

14番 林七巳
16番 景山岩三郎
18番 木内欽市
20番 林俊介
22番 林正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	笈田哲雄	病院事業者 管理推進課長	吉田象二
秘書広報課長	飯島茂	行政改革 推進課長	加瀬正彦
総務課長	堀江通洋	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	林清明	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	伊藤正男	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て 支援課長	山口訓子
高齢者 福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	赤松正	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員 事務局長	田杭平三
農業委員会 事務局長	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長 伊藤恒男

事務局次長 高安一範

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（景山岩三郎） 議案第1号から議案第39号までの39議案及び陳情第1号の陳情1件を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりでございます。

配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（景山岩三郎） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託しました議案第1号から議案第39号までの39議案の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○建設経済常任委員長（飯嶋正利） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月3日及び10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、平成27年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成27年度旭市水道事業会計予算の議

決について、議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第38号、市道路線の認定について、議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち本委員会所管事項についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、水田農業構造改革推進事業補助金について、転作作物の実施面積はどの質疑では、飼料用米は専用品種で156ヘクタール、主食用米で94ヘクタール、合計250ヘクタール、その他に、米粉用米で1ヘクタール、ホールクロップサイレージで26.7ヘクタール、麦・大豆で6ヘクタール、菜の花・コスモス等の景観形成作物で5ヘクタールを予定しているとの答弁がありました。

次に2点目として、あさひ健康パーク維持管理費について、将来どのような運営方法を考えているのかとの質疑では、平成28年度から隣接する健康福祉センターと併せて指定管理制度への移行を予定しているとの答弁がありました。

最後に3点目として、特産品開発事業補助金について、具体的にどのような商品が開発されているのかとの質疑では、米粉を使った九十九里サブレ、モツを使用したレトルトカレー、トマトを使用したジャムとジュース、シラスを利用した洋菓子、ハマグリのみぜご飯、飯岡貴味メロンのピューレなどが商品化されており、一部はデパート、コンビニエンスストア等で販売されているとの答弁がありました。

以上、主な質疑と答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、8議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成27年3月20日、建設経済常任委員長、飯嶋正利。

○議長（景山岩三郎） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、林七巳議員、登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 七巳 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 七巳） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月3日及び10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成27年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第4号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成27年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成26年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第17号、旭市立保育所条例の制定について、議案第18号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について、議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第20号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第27号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、旭市育英資金給付条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、指定管理者の指定について、議案第37号、指定管理者の指定について、議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち本委員会所管事項についての24議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、資源ごみ集団回収奨励金について、対象となる団体数と回収された量及び交付金額の実績はとの質疑では、登録されている団体数は29団体で、平成25年度は重量9万7,317キログラム、48万6,587円、平成26年度は7万4,897キログラム、37万4,485円を交付しましたとの答弁がありました。

次に、2点目として、高齢者見守りネットワーク事業について、提携先の業種と事業登録数の見込みはとの質疑では、新聞、牛乳販売、電気、ガス、水道、金融機関、宅配業者、タクシー会社、郵便局、保険会社、コンビニエンスストアなど、50社を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑について申し上げます。

キャッシュ・フローについて、資金期末残高107億円と見込んでいるがこの資金の運用方法はとの質疑では、安全かつ有利な銀行の定期預金や国債で運用しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、24議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成27年3月20日、文教福祉常任委員長、林七巳。

○議長（景山岩三郎） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 向後悦世 登壇）

○総務常任委員長（向後悦世） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月3日及び10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について、議案第15号、旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定について、議案第16号、旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について、議案第21号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市特別職の職員の給

与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて、議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち本委員会所管事項についての13議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、定員適正化計画で今後40人を削減することだが、年次の計画はどのようになっているかとの質疑では、今後の3年で平成27年に6人、平成28年に7人、平成29年に7人を削減する計画を立てているとの答弁がありました。

次に、2点目として、災害に強い地域づくり事業について、防災備蓄食料等ほどのくらい購入する予定なのか、また消費期限が到来したものはどのように処分するのかとの質疑では、アルファ米や飲料水、毛布、トイレセットなど、平成28年までに5,000人分を確保する計画であり、消費期限が近づいたものについては、防災訓練や避難訓練の際、市民に配布しているとの答弁がありました。

次に、3点目として、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託の具体的な支援内容はどの質疑では、年代別を含めた将来の人口予測や公共施設の維持管理費、更新費用の中長期的な経費、充当可能な財源見込みのシミュレーション等の支援をお願いするとの答弁がありました。

次に、議案第15号の主な質疑について申し上げます。

返還の免除について、2年間の医療機関への従事の確認方法はどの質疑では、今後策定する運用規定の中にしっかりと盛り込んでいきたいとの答弁がありました。

次に、議案第35号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、地方独立行政法人化した場合のメリットはどの質疑では、迅速かつ柔軟な対応が可能になることが大きなメリットであり、短期間勤務正規職員の採用など地方公務員法にとらわれない人事制度の導入、中期目標・中期計画の策定や評価委員会設置による運営の透明性の確保などが挙げられるとの答弁がありました。

次に、2点目として、医療・介護の総合法の改正など国・県の動向もさまざまに変化する中、10年先の医療の供給体制や介護を含めた包括ケアの予測など長期の医療ビジョンを示す必要があり、地方独立行政法人化するのはこれらのビジョンが示されてからのほうがよいとの質疑では、刻々と変化する国の医療施策に対応するためには、より迅速・柔軟な対応が求められる。また、地域医療の中核病院を維持していくためには、医師・看護師等を確保する必要があり、地方独立行政法人化することによりこれらの諸問題に対応できるものと考えるところの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし審査の結果、別紙の報告書のとおり、議案第1号、議案第14号、議案第21号、議案第35号は賛成多数で、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成27年3月20日、総務常任委員長、向後悦世。

○議長（景山岩三郎） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（景山岩三郎） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

太田将範議員、ご登壇願います。

（9番 太田将範 登壇）

○9番（太田将範） 反対討論を行います。

議案第14号及び議案第35号について発言を行います。

独立行政法人総合病院旭中央病院評価委員会条例の制定について及び定款を定める条例案は、本会議に提出後、日も浅く、十分な審議がされておられません。私は、先ほどの意見がありましたように、昨年医療介護総合法案が国会を通りまして、これからさまざまな法令の準備に入っております。その中で、今現在、国会で審議されておりますように、医療についてはさまざまな改革案が出ております。

その中で、取りあえず2015年といたしましては病床機能報告制度ということが行われておりまして、どういう病院を目指すのかということとか、あらゆる状況についての報告を県に病院が行うようになると思います。

そして、平成18年では、現在の法案が通りますれば、全ての医療費の請求がほとんどビッグデータとして集積されていくということになりまして、各地域ごとの医療の特徴あるいは健康の特徴、そういったもののデータベースが非常に整うということになります。その中で、平成25年度までに医療と介護のビジョンを現在から作成していくということになっております。ですから、非常に国のほうは長期的な地域の医療に関するビジョンを求めてきております。

現在、旭中央病院の独立行政法人化ということでは、委員会におきましては、第35号と第14号と一括した議論が行われましたので、この場所での反対討論も一括してさせていただきたいと思います。

このように、医療の供給あるいはそれを保障する保険、そういったものがこれから10年先、少子高齢化の社会を迎えるに当たって大きな制度設計の変更がされようとしております。その中で、10年というスパンでもって国は制度設計を考えております。ですから、現在行われております旭中央病院の独立行政法人化ということにつきましては、この流れの中でやはり議論すべきものと私は考えます。ですから、非常に現在行われている議論というのは、具体的な、先ほどありましたようにメリットとかそういった必要性、そういったものの観点の非常に議論が不足しておりますので、今本会議では議決すべきではないというふうに考えます。

また、地方独立行政法人への移行について、旭市民の方々への周知徹底あるいは意見の集約、こういったものはどういう形で行われたのかということにつきましては、本会議においても総務常任委員会の中でも明確な回答がありませんでした。ですから、このところを抜きにして将来にわたる医療の供給体制、特に旭市の場合は地域医療に関する旭中央病院の貢献度は絶大なものがありますので、この医療形態を考える上では、やはり旭市民に十分知らせ、中身を知らせ議論をした上でその意見を集約して採択すべきものと考えます。

以上、反対討論として発言させていただきました。ありがとうございます。

○議長（景山岩三郎） 続いて、平野忠作議員、ご登壇願います。

（12番 平野忠作 登壇）

○12番（平野忠作） 私は、議案第14号及び第35号に対しての賛成討論を行います。

私は、議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について及び議案第35号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて、賛成の立場から討論を行います。

旭中央病院の経営形態については、平成25年5月に検討委員会の報告書が提出され、平成26年度末までに地方独立行政法人に移行すべきものであるとの報告がなされました。その後、執行部におかれましては、地区懇談会での市民への説明をはじめ、我々議会また市内各種団体の代表者等へ説明を行うとともに、意見を伺ってきたところでもあります。

また、庁内においては、庁議や課長会議において議論を深めるとともに、執行部と旭中央病院との協議も細部にわたり行ってきたものと聞いております。

地方独立行政法人移行のメリット、デメリットについては、議会においても語り尽くされていますが、今まで以上に柔軟・迅速な経営が図られるようになることは間違いないものと思っております。

昨年、国は、地域包括ケアシステムの構築を目指して、病院完結型医療から地域完結型医療へと医療政策の舵を大きく切りました。国においては、団塊の世代の全ての人が75歳以上となる2025年問題を踏まえ、今後も医療費の縮減に向けてさらにさまざまな施策を打ってくるものと考えられます。

このような情勢を踏まえ、きょうまで60年以上健全経営を維持しながら地域の中核的な病院としてその役割を果たしてきた旭中央病院が、医師や看護師の確保をより容易にし、市民が安心して医療を受けられる地域の基幹病院として、将来に向けて安定的な経営と、救急や高度急性期医療をはじめさまざまな政策医療を提供し続けるため、前向きな地方独立行政法人化であると、一連の議論の中で私は理解をしております。

旭中央病院は、これまで初代病院長、諸橋先生をはじめとする先人の方々のご努力により、100万人以上にも及ぶ医療圏を形成し、地域医療の最後の砦となっている病院でもあります。既に全国の自治体病院のうち80の病院が地方独立行政法人に移行しております。そのうちの7割が黒字経営であるとも伺っております。先例に倣い、旭市民の宝でもある旭中央病院を将来にわたり維持発展させていくための地方独立行政法人化であり、この旭中央病院を、経

営の足腰がしっかりとしている今こそ、より自由度の高い経営形態である地方独立行政法人化へと移行することは、時代の要請でもあると思います。

これらのことから、地方独立行政法人化の最初の一步目でもある二つの議案提案について、賛成の立場を表明いたしまして、私の賛成討論といたします。

ご賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。

議案第35号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて、反対の立場での討論を行います。

独立行政法人にする、しないは、改めての議決は必要ありません。この定款が議決されれば、県に独立行政法人の申請ができます。つまり、実質これが独立行政法人にするかしないかの議決であります。

そもそも、この独立行政法人化の話は、医師不足解消のために設置された検討委員会、それがいつの間にか経営形態の検討委員会となり、その中で病院事業管理者の建物の再整理事業が終わるまでは黙っているとされたので、経営形態の問題については静観していたがという一言によりまして、この発言を契機に、税理士でこの委員会の委員長を務めた長委員長の強硬発言により、具体的になぜという結論もなく、ただ単にさまざまな対応を柔軟かつ迅速に行うことが可能な独立行政法人化が望ましいという、期限を切った検討委員会の報告が出されました。そして、市は必要な検証を経た上で市としての方針を決定するというところで、十分検討・検証した結果がこの今回の議案の提案となったと思いますが、現状を変えるということは、それなりの問題点があるから、またできたからであります。それだけに、明快な説明責任が強く求められます。

しかし、それが先日の総務常任委員会の答弁・説明では、具体的な説明は全くなく、独立行政法人法に総論として書いてあるとおりのただ公共性・透明性・自主性が、それをしかもこんなふうに言われておりますなどとして建前論だけの説明、あとは柔軟・迅速な対応とか、中期目標の設定、また評価委員会の設置とか、至極当然の繰り返しの説明のみでありました。公営企業と独立行政法人の違いが全く説明されておられません。

また、庁内の検討委員会も会議録もないありさま。そして、同席した検討委員会の委員でありました課長も建前論を説明するのみ。いずれにしましても、市民も大きな関心を持って

いる病院の経営形態を独立行政法人に変えるという、このような大きな問題、市民から一番説明責任を求められるのは我々議員であります。そしてまた、議会は執行部の唯一のチェック機能を持った機関であります。そのためにも、時間をかけて十分理解・納得した上での議決ということで、今回は時期尚早と考えております。

議員の皆さん方には、ご理解の上ご賛同をお願い申し上げまして、反対の立場での討論を終わります。

○議長（景山岩三郎） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第1号から議案第39号までの39議案について採決いたします。

議案第1号、平成27年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成27年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成27年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成27年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成27年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第5号）の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成26年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市立保育所条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(景山岩三郎) 賛成多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、旭市育英資金給付条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて、賛成

の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号、市道路線の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第6号）の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長陳情報告

○議長（景山岩三郎） 日程第3、常任委員長陳情報告。

文教福祉常任委員会に付託しました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、林七巳議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 林 七巳 登壇)

○文教福祉常任委員長（林 七巳） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月3日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第1号、慰安婦問題等に関して正しい歴史教育を行うことを求める陳情について、その審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月16日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、小・中学校では、文部科学省から告示されている学習指導要領に基づき教育指導を行うべきであり、学習指導要領に掲載されていない慰安婦問題を取り上げて指導することは行き過ぎではないか、また、公立学校の学習内容に議会が直接介入することは望ましいことではないとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、賛成者はなく不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成27年3月20日、文教福祉常任委員長、林七巳。

○議長（景山岩三郎） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（景山岩三郎） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

これより陳情第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 討論なしと認めます。

これより陳情第1号について採決をいたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号、慰安婦問題等に関して正しい歴史教育を行うことを求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(景山岩三郎) 賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時25分

○議長(景山岩三郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(景山岩三郎) 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 伊藤 保 登壇)

○議会運営委員長(伊藤 保) ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成27年旭市議会第1回定例会議事日程(その4)、本日3月20日金曜日をご覧いただきたいと思っております。この後、追加日程第1、発議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりをいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（景山岩三郎） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（景山岩三郎） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、議会運営委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 伊藤 保 登壇）

○議会運営委員長（伊藤 保） それでは、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第121条が改正されたため、所要の改正と文言の整理を行うものです。

以上が発議第1号の提案理由でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 以上で発議第1号の提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（景山岩三郎） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 事務報告

○議長（景山岩三郎） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 堀江通洋 登壇）

○総務課長（堀江通洋） それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1つ、豚肉818キログラムを株式会社千葉県食肉公社様より、12月19日受納いたしました。

1つ、金100万円を復興支援合唱団アネモス様より、1月9日受納いたしました。

1つ、金10万円を旭市建設業災害対策協力会様より、1月27日受納いたしました。

1つ、電波時計9台、掃除機1台、加湿空気清浄機1台、CDラジカセ2台を復興支援合

唱団アネモス様より、2月2日受納いたしました。

1つ、金40万円を株式会社エージー・ジャパン様より、3月12日受納いたしました。

1つ、金30万円を学校法人中村学園様より、3月17日受納いたしました。

1つ、一輪車10台及びラック一式を鶴巻中学校同窓会様より、3月17日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（景山岩三郎） 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成27年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 景山 岩三郎

議員 滑川 公英

議員 木内 欽市